

青森県報

第四千五百八十八号

平成三十一年
四月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定……………(同) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 三
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 三
- 介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出……………(同) …… 三
- 介護保険法による介護医療院の開設許可……………(同) …… 三
- 証紙売りさばきの廃止……………(会 計 管 理 課) …… 四
- 平成三十一年三月二十五日定例告示中……………(林 政 課) …… 四

告 示

示

青森県告示第二百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法

第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種	居宅サ ービス 事業を 行おう 事業所		届止 の 年 月 日	廃止 の 年 月 日
			名 称	所 在 地		
社会福祉 法人中泊 町社会福 祉協議会	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 一〇二	訪問介	社会福祉 法人中泊 町社会福 祉協議会	北津軽郡中泊 町大字小泊字 朝間二五	平成 三〇・二・二六	平成 三〇・三・三三
有限会社 東北福祉 サービス	上北郡東北町字 土場二七の三	訪問介	ヘルパ ーセン ター	上北郡東北 町字土場二七の 三	三〇・二・二六	〃
社会福祉 法人快適 福祉協会	上北郡六戸町大 字犬落瀬字前谷 地九八	訪問介	ヘルパ ーセン ター	上北郡六戸 町大字犬落瀬 字前谷地九八	三〇・二・二九	〃
北部上北 広域事務 組合	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	短期生 活介護	特別養 護老人 ホーム	上北郡野辺 地町字白岩四〇 の一	三〇・二・二四	〃
株式会社 ユアケー ス	三沢市緑町一丁 目二の三	訪問介	株式会 社	三沢市緑町一 丁目二の三	三〇・三・二三	〃
株式会社 ユアケー ス	三沢市緑町一丁 目二の三	通所介	デイ・ サービス センター ほっと 荘	三沢市緑町一 丁目二の三	〃	〃
株式会社 ユアケー ス	弘前市大字原ケ 五平二丁目五の三	訪問介	訪問介 システ ム	弘前市大字 原ケ五平二丁 目五の三	三〇・三・二〇	三〇・四・三〇

青森県告示第二百七十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三村 申 吾

氏名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定期日
		株式会社 はあとふる	上北郡七戸町字蛇坂一三の一					
株式会社 イーケア	十和田市大字洞内字枯木根四二の三	通所介護	ほつと荘デイサービス	三沢市緑町一丁目二の〇	〃	〃	〃	〃
株式会社 なかしま	三川市大坊竹原三の一〇	訪問介護	ヘルパーステーション かりん	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字大堰口三三の一〇	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人 吉幸会	○三戸郡五戸町字苗代沢三の六六	短期入所生活介護	シヨートステイ野辺地ホーム	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人 人生がいき十和田	十和田市稲生町一三の七	訪問介護	ヘルパーステーション 生きがい十和田	十和田市稲生町一三の七	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次の指定介護老人福祉施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第九十三条第二号

の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定介護老人福祉施設の開設者	
				特別養護老人ホーム野辺地	上北郡野辺地町字白岩四〇の一
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	〃	〃	〃	〃

青森県告示第二百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人 フアミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	特別養護老人ホーム野辺地	上北郡野辺地町字白岩四〇の一	平成三〇・四・一
社会福祉法人 吉幸会	○三戸郡五戸町字苗代沢三の六六	〃	〃	〃
社会福祉法人 ハピネスながわ	三戸郡南部町大字下名久井字剣吉前川原の一	〃	〃	〃

青森県告示第二百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は主たる事務所の所在地又は住所	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地
株式会社 はあとふる	株式会社 はあとふる	株式会社 はあとふる	株式会社 はあとふる	株式会社 はあとふる	株式会社 はあとふる
三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六	三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六	三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六	三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六	三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六	三戸郡五戸町字 蛇坂一三の六
介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護ステーション はあとふる	訪問看護ステーション はあとふる	訪問看護ステーション はあとふる	訪問看護ステーション はあとふる	訪問看護ステーション はあとふる	訪問看護ステーション はあとふる
上北郡七戸町字 館野三六の一	上北郡七戸町字 館野三六の一	上北郡七戸町字 館野三六の一	上北郡七戸町字 館野三六の一	上北郡七戸町字 館野三六の一	上北郡七戸町字 館野三六の一
指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日	指定年月日
平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日

青森県告示第二百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は主たる事務所の所在地又は住所	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地
指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類	介護予防サービスの種類
介護予防サービス	介護予防サービス	介護予防サービス	介護予防サービス	介護予防サービス	介護予防サービス
介護予防サービス事業を行う事業所	介護予防サービス事業を行う事業所	介護予防サービス事業を行う事業所	介護予防サービス事業を行う事業所	介護予防サービス事業を行う事業所	介護予防サービス事業を行う事業所
上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一	上北郡野辺地町 字白岩四〇の一
届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日
平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日	平成三十一年四月一日

株式会社 ユー	弘前市大字原ケ平二丁目五の三	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション原ケ平三五	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	平成三十一年三月三〇日	平成三十一年三月三〇日
---------	----------------	----------	-----------------	-----------------	-------------	-------------

青森県告示第二百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があったので、同法第百四条の二第二号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は主たる事務所の所在地又は住所	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地
医療法人 芳真会	医療法人 芳真会	医療法人 芳真会	医療法人 芳真会	医療法人 芳真会	医療法人 芳真会
弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六	弘前市大字石渡一丁目一の六
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設
うめむら	うめむら	うめむら	うめむら	うめむら	うめむら
平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三十一年三月三十一日

青森県告示第二百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号の規定により公示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は主たる事務所の所在地又は住所	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地	氏名称又は主たる事務所の所在地
介護医療院の開設者	介護医療院の開設者	介護医療院の開設者	介護医療院の開設者	介護医療院の開設者	介護医療院の開設者
介護医療院	介護医療院	介護医療院	介護医療院	介護医療院	介護医療院
名称	名称	名称	名称	名称	名称
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
許可年月日	許可年月日	許可年月日	許可年月日	許可年月日	許可年月日
平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日	平成三十一年四月十日

医療法人芳真会

弘前市大字石渡一丁目一の六

梅村介護医療院

弘前市大字石渡一丁目一の六

平成三・四・一

青森県告示第二百八十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十一年三月二十五日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
八戸市大字鮫町字下手代森五
福嶋 芳子
- 二 売りさばき場所
八戸市大字鮫町字下手代森五

正 誤

林 政 課

発行年月日 平成三・三・二五 第四五八二号	区分 告示	番号 第一八 六号	ページ 一	段 下	行 後ろか 五	誤 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	正 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
-----------------------------	----------	-----------------	----------	--------	---------------	-------------------------	------------------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭